

大洲市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下これらを「福祉用具購入費」という。）及び法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」という。）の支給について、特定福祉用具の販売を行う者及び住宅改修工事を施工する者（以下「事業者」という。）が福祉用具購入費及び住宅改修費を受領すること（以下「受領委任払」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(受領委任払の対象者)

第2条 受領委任払の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下これらを「要介護被保険者等」という。）で、事業者の提供する介護（介護予防）サービスを利用したことにより保険給付の支給対象となる者
 - (2) 介護保険料の滞納による保険給付の支払方法の変更又は保険給付額の減額等を受けていない者
 - (3) 福祉用具購入費又は住宅改修費の受領委任払について、事業者の同意を得ている者
 - (4) 病院、福祉施設等に入院中又は入所中ではなく、かつ、居宅で介護を受けている者
- (受領委任払取扱事業者の登録)

第3条 受領委任払の取扱いを希望する事業者は、あらかじめ、市の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする事業者は、事業所ごとに、大洲市介護保険受領委任払取扱事業者登録届出書（様式第1号）及び大洲市介護保険受領委任払に係る誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の届出書及び誓約書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業者の登録を行い、大洲市介護保険受領委任払取扱事業者登録通知書（様式第3号）により当該事業者はその旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、事業所の名称、所在地その他の届出事項に変更があったときは、速やかに大洲市受領委任払取扱事業者登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は前条に係る登録を辞退するときは、速やかに大洲市介護保険受領委任払登録事業所廃止等届出書（様式第5号）

により市長に届け出なければならない。

(登録内容の情報提供)

第5条 市長は、要介護被保険者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者等に対し、登録事業者の名称、所在地等について情報提供を行う。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 対象者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払の利用を拒否した場合
- (2) この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (4) 偽りその他不正な手段により、第3条第3項の規定による登録を受けた場合又は福祉用具購入費若しくは住宅改修費の請求を行った場合
- (5) 関係法令等を遵守しなかった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しについて必要と認める場合

(自己負担)

第7条 受領委任払を利用しようとする要介護被保険者等は、当該福祉用具購入費又は住宅改修費(保険給付の対象となる費用部分に限る。)について、介護保険負担割合証に記載された負担割合分を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(福祉用具購入費の支給申請)

第8条 福祉用具購入費の支給を受領委任払により受給しようとする要介護被保険者等は、福祉用具購入前に、大洲市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定福祉用具の購入が必要な理由書(介護支援専門員等が作成したもの)
- (2) 購入する特定福祉用具のパンフレット等の写し
- (3) 購入する特定福祉用具の見積書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、内容を確認し、福祉用具購入の可否を決定し、要介護被保険者等に通知及び前項の提出書類を返却するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた対象者は、福祉用具購入後、前項の規定により返却された書類に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定福祉用具の購入に要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じ対象者が自己負担した額が含まれた領収書
- (2) 特定福祉用具の購入に要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割

合に応じ給付対象となる額が含まれた請求書

- (3) その他市長が必要と認める書類
(住宅改修費の支給申請)

第9条 住宅改修費の支給を受領委任払により受給しようとする要介護被保険者等は、住宅改修工事着工前に、大洲市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- (2) 住宅改修工事の工事費見積書
- (3) 住宅改修前の工事箇所の写真（日付入りのもの）
- (4) 住宅改修後の工事箇所の状態が分かる書類及び平面図（動線を記入したもの）
- (5) 住宅改修のパンフレット等の写し
- (6) 住宅改修承諾書（住宅の所有者が対象者と異なる場合のみ）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、内容を確認し、住宅改修工事の着工の可否を決定し、要介護被保険者等に通知し、及び前項の提出書類を返却するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた対象者は、住宅改修工事の完了後、前項の規定により返却された書類に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修工事に要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じ対象者が自己負担した額が含まれた領収書
- (2) 住宅改修工事に要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じ給付対象となる額が含まれた請求書
- (3) 住宅改修工事の工事内訳書
- (4) 住宅改修後の工事箇所の写真（日付入りのもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類
(支給決定及び支払)

第10条 市長は、第8条及び前条第1項の規定による申請書を受理したときは、福祉用具購入費又は住宅改修費の支給又は不支給の決定をし、当該申請書を提出した要介護被保険者等（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合は、当該保険給付に係る福祉用具購入費又は住宅改修費を申請者から委任を受けた登録事業者（以下「受任事業者」という。）に支払うものとする。
(返還)

第11条 市長は、受領委任払により保険給付に係る福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けた受任事業者が、不正な手段により支払を受けたときは、当該福祉用具購入費又は住宅改修費の全部又は一部を返還させるものとする。

(受任事業者の責務)

第12条 受任事業者は、関係法令等を遵守するとともに、要介護被保険者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な特定福祉用具の販売、住宅改修及びその相談を行うよう努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による受領委任払取扱事業者の登録に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても、行うことができる。